

社会福祉法人 日野学園

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人日野学園の理事及び監事(以下役員という。)の報酬に関する事項を定めるものとする。

(報酬の種類)

第2条 役員報酬額は、次の通りとする。ただし、法令に基づき役員報酬から控除すべき金額がある場合は、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

理事長	日額	13,000円以内
理事長、その他役員	会議等1回当たり	5,157円

2 理事長の日額報酬は、その出務回数に応じてこれを支給する。

(支払い)

第3条 理事長の日額報酬は当月分を翌月25日に支給し、理事長、その他役員等の会議等開催時報酬は、開催時当日に受領書に本人自署で支給する。

附則

この規程は、平成28年 5月26日より施行する。

平成21年 8月 1日、一部改正

平成22年 6月 1日、一部改正

平成28年 5月26日、一部改正

社会福祉法人 日野学園

評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人日野学園の評議員の報酬に関する事項を定めるものとする。

(報酬の種類)

第2条 評議員の報酬は、会議開催時出席者に一律の日当を支給する。その他評議員報酬は支給しない。

(報酬の額)

第3条 報酬の額は、一律に5,157円を支給する。ただし、法令に基づき評議員の報酬から控除すべき金額がある場合は、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(支払い)

第4条 会議開催当日支給し、受領書に本人自署で支給を行う。

附則

この規程は、平成16年 3月12日より施行する。

平成21年 8月 1日、一部改正

平成28年 5月26日、一部改正